

IC カ ー ド 関 係

⑥ ICOCA 乗車券取扱規程

2016. 4. 1 制定
2017. 4. 1 改定
2018. 3. 17 改定
2018. 4. 1 改定
2019. 3. 16 改定
2019. 3. 29 改定
2019. 10. 1 改定
2020. 3. 16 改定
2020. 6. 1 改定
2020. 12. 8 改定
2021. 3. 20 改定
2021. 3. 27 改定
2023. 3. 22 改定
2023. 4. 1 改定
2023. 6. 27 改定
2023. 10. 1 改定
2024. 11. 1 改定
2025. 4. 1 改定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は IC カード取扱規則に規定された IC カードのうち、ICOCA 乗車券により当社を利用される場合の必要な事項を定める。

(適用範囲)

第 2 条 ICOCA 乗車券の取扱いについては、IC カード取扱規則（以下「IC 規則」という。）のほか、この規程によるものとする。

2 この規程が変更された場合、以後の ICOCA 乗車券による旅客の取扱い等については、変更された規程の定めるところによる。

3 レファレンスペーパーにより他社の乗車券を付加している IC カードの当社線以外の運送等については、当該社局の運送約款等の定めによる。

4 この規程に定められていない事項については、旅客営業規則（以下「規則」という。）および別に定めるものによる。

（注）別に定めるものとは次のものをいう。

（1）法令によるもの

① 鉄道営業法

IC カ ー ド 関 係

- ② 鉄道運輸規程および軌道運輸規程
- (2) 当社が定めるもののうちで主なもの
 - ① 旅客営業取扱細則
 - ② 旅客取扱関係規程類集に定める規程類
- (3) 西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西」という。）が定めるもの
IC カード乗車券取扱約款

（用語の意義）

第3条 この規程における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「ICOCA 乗車券」とは、JR 西が発行し、JR 西または当社等が発売する IC カードを媒体とした乗車券のことをいう。
- (2) 「ICOCA」とは、大人のご利用に供するプリペイド機能のみを搭載する無記名式の ICOCA 乗車券をいう。
- (3) 「小児用 ICOCA」とは、小児のご利用に供するプリペイド機能のみを搭載する記名式の ICOCA 乗車券をいう。
- (4) 「ICOCA 定期券」とは、ICOCA または小児用 ICOCA の券面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので定期券の機能のみ、または定期券の機能とプリペイド機能を搭載する ICOCA 乗車券をいう。
- (5) 「スマート ICOCA」とは、JR 西が定めるスマート ICOCA 会員規約に同意した会員に対して発行されるプリペイド機能のみを搭載する記名式の ICOCA 乗車券のことをいう。
- (6) 「スマート ICOCA 定期券」とは、スマート ICOCA の券面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので定期券の機能とプリペイド機能を搭載する ICOCA 乗車券をいう。
- (7) 「KIPS ICOCA」とは、近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。）が定める KIPS ポイントサービス規約に同意した会員に対して発行されるプリペイド機能のみを搭載する記名式の ICOCA 乗車券のことをいう。
- (8) 「KIPS ICOCA 定期券」とは、KIPS ICOCA の券面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので定期券の機能とプリペイド機能を搭載する ICOCA 乗車券をいう。
- (9) 「モバイル ICOCA」とは、携帯情報端末等のアプリケーションを利用し、JR 西が発行するプリペイド機能のみを搭載する ICOCA 乗車券のことをいう。
- (10) 「モバイル ICOCA 定期券」とは、モバイル ICOCA の表示画面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券の機能とプリペイド機能を搭載する ICOCA 乗車券をいう。
- (11) 「デボジット」とは、IC カードの利用権の代価として収受するものをいう。

IC カ ー ド 関 係

う。

(12)「レファレンスペーパー」とは、ICカードに付随し、その情報を記したもののことをいう。

※「リフェレンスペーパー」と表記されたものも存在するが同等の効力があるものとして取扱う。

(ICOCA 乗車券の種類)

第4条 当社線において使用可能な ICOCA 乗車券の種類は別に定める。

(注) 別に定めるものとは「IC カード取扱規則に基づく細部取扱基準」をいう。

(ICOCA 乗車券の発売)

第5条 当社線で発売する ICOCA 乗車券の種類は次のとおりとする。

(1) ICOCA

(2) 小児用 ICOCA

(3) ICOCA 定期券 (大人用および小児用)

2 前項第3号の ICOCA 定期券の発売範囲は別表1に定める。

3 第1項の ICOCA 乗車券の発売箇所は別表2に定める。

(契約の成立時期および適用規定)

第6条 IC 規則第4条にかかわらず ICOCA 乗車券による契約の成立時期は、ICOCA 乗車券を購入したときとする。

2 個別の運送契約の時期は IC 規則第4条に定めるとおりとする。ただし、ICOCA 定期券に搭載した定期券部分を除く。

(規程等の変更)

第7条 この規程およびこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがある。

(旅客の同意)

第8条 旅客は、この規程およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(ICOCA 乗車券に使用する IC カードの所有権)

第9条 ICOCA 乗車券に使用する IC カードの所有権はカード発行者である JR 西に帰属する。

2 旅客は ICOCA 乗車券が不要となったときおよび当該 ICOCA 乗車券を使用する資格を失ったときは、IC カードを当社または発行者に返却しなければ

IC カ ー ド 関 係

ならない。

- 3 当社または JR 西の都合により、予告なく貸与した IC カードを交換する場合がある。

(デポジット)

第 10 条 ICOCA 乗車券を発売するにあたり、当社は IC カードを発行者にかわり旅客に貸与することができる。この場合、デポジットとして IC カード 1 枚につき 500 円を旅客から収受する。

- 2 前項のデポジットは IC 規則第 24 条の規定および第 29 条により当該 ICOCA 乗車券を回収した場合を除き、当社は発行者に代わりこれを旅客に返却する。
- 3 デポジットは旅客運賃等に充当することはできない。

(SF のチャージ)

第 11 条 旅客は、IC 規則第 16 条の規定により ICOCA 乗車券に SF をチャージすることができる。ただし、第 3 条第 1 項第 4 号に定める、定期券機能のみを搭載する ICOCA 定期券（身体障害者旅客運賃割引、知的障害者旅客運賃割引または精神障害者旅客運賃割引を適用して発売する定期券）にあつてはこの限りではない。

(ICOCA 乗車券の失効)

第 12 条 カードの交換、SF の使用、SF のチャージまたは ICOCA 定期券に搭載した定期券の更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10 年間これらの取扱いが行なわれない場合で、当社が特に定めた場合には ICOCA 乗車券を失効させることがある。

- 2 前項により失効した ICOCA 乗車券の SF およびデポジットの返却を請求することはできない。
- 3 前各項の規定にかかわらず、当社が特に認める場合には、ICOCA 乗車券を失効させずに継続使用を認める場合がある。

(使用上の制限事項)

第 13 条 ICOCA 乗車券の使用にあたっての制限事項については IC 規則第 20 条の規定による。

第 2 章 ICOCA および小児用 ICOCA

(発売額)

第 14 条 ICOCA および小児用 ICOCA の発売額は 2,000 円とし、その発売額に

IC カ ー ド 関 係

はデポジット 500 円を含むものとする。

(小児用 ICOCA の発売方法)

- 第 15 条** 第 5 条の ICOCA 乗車券のうち、小児用 ICOCA は当該旅客が 12 歳となる年度の 3 月 31 日までの間使用することができる IC カードにより発売する。
- 2 旅客は、小児用 ICOCA の発売に際して、氏名、生年月日、性別およびその他の必要事項を別表 3 に定める「こども ICOCA 購入申込書」に記載のうえ提出し、かつ公的証明書等の提示によりこども ICOCA 購入申込書に記載した氏名、生年月日および性別を証明しなければならない。
- 3 旅客は小児用 ICOCA に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、当該小児用 ICOCA を当社が別に定める駅窓口に差し出して氏名等の変更を申し出なければならない。この場合、別表 5 に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該小児用 ICOCA の記名人本人または代理人であることを証明しなければならない。

(小児用 ICOCA の再印字および再交付)

- 第 16 条** 小児用 ICOCA は、その券面表示事項が不明となった場合は、使用することができない。
- 2 券面表示事項が不明となった小児用 ICOCA は、これを当社が別に定める駅窓口において、券面表示事項の再印字を請求することができる。
- 3 前項の再印字を行ったにもかかわらず券面表示事項が不明となっている場合には、当該小児用 ICOCA と引換に再交付の取扱いを行う。

(小児用 ICOCA の紛失再発行)

- 第 17 条** 小児用 ICOCA を記名人が紛失した場合で、別表 4 に定める申込書を当社が別に定める駅窓口に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した小児用 ICOCA に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日の窓口営業時間から 14 日以内に再発行を行う。
- (1) 再発行登録を行うとき、および再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該小児用 ICOCA の記名人本人または代理人であることを証明できること。
- (2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当社のシステムにより確認できること。
- (3) 再発行を行うときに、再発行登録票を提出できること。
- (4) 再発行を行う前に、小児用 ICOCA の処理を行う機器に対して当該小児用 ICOCA の使用停止措置が完了していること。

IC カード関係

- 2 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する小児用 ICOCA 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円とデポジット 500 円を現金で収受する。
- 3 当該小児用 ICOCA の再発行登録を行った後に、これを取り消すことはできない。
- 4 第 1 項および第 2 項の取扱いを行った後に、紛失した小児用 ICOCA を発見した場合、旅客は、これを当社が別に定める駅窓口に差し出して、デポジットの返却を請求することができる。この場合、旅客は紛失した小児用 ICOCA とともに別表 5 に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、記名人本人または代理人であることを証明しなければならない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、付随するレファレンスペーパーに表示している乗車券の取扱いは、レファレンスペーパーに表示している乗車券を発売した社局等が定めるところによる。

(免責事項)

第 18 条 前条により紛失した小児用 ICOCA の使用停止措置が完了するまでの間に当該小児用 ICOCA の払いもどしや SF の使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責めを負わない。

(障害再発行)

第 19 条 ICOCA または小児用 ICOCA の破損等によって ICOCA 乗車券の処理を行う機器での取扱いが不能となったとき、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別表 4 に定める申込書を当社が別に定める駅窓口に出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該 ICOCA または当該小児用 ICOCA の再発行を行う。この場合、当該 ICOCA または当該小児用 ICOCA に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日の窓口営業時間から 14 日以内に再発行を行う。

(1) 裏面に刻印したカード番号が判別できること。

(2) 再発行を行うときに、再発行登録票と当該 ICOCA または当該小児用 ICOCA を提出できること。

- 2 前項により取扱う場合は、手数料およびデポジットは収受しない。
- 3 前各項の規定にかかわらず、付随するレファレンスペーパーに表示している乗車券の取扱いは、レファレンスペーパーに表示している乗車券を発売した社局等が定めるところによる。

(払いもどし)

第 20 条 旅客は、ICOCA または小児用 ICOCA が不要となった場合、これを当社が別に定める駅窓口に差し出したときに、当該カードの SF 残額 (10 円未

IC カ ー ド 関 係

満のは数を切り上げ、10 円単位とした額とする。)の払いもどしを請求することができる。この場合、手数料として ICOCA または小児用 ICOCA 1 枚につき 220 円を支払うものとする。ただし、小児用 ICOCA を所持する旅客が 12 歳となる年度の 3 月 31 日を超え、小児用 ICOCA を使用することができなくなったことにより、SF 残額の払いもどしをする場合は、手数料を収受しない。

- 2 小児用 ICOCA にあつては、次の各号の条件を満たす場合に限り、払いもどしを行う。
 - (1) 旅客が別表 5 に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該小児用 ICOCA の記名人本人であること、または代理人であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当社のシステムにより確認できること。
- 3 前各項の規定により ICOCA または小児用 ICOCA を払いもどす場合であつて、当該カードの SF 残額が 220 円に満たない場合は、当該 SF 残額を手数料として収受し、不足額については請求しない。
- 4 前項の場合であつて SF 残額がない場合は、手数料を収受しないで取扱う。
- 5 前各項の規定により払いもどしをする場合は、デポジットを返却する。
- 6 前各項の規定にかかわらず、付随するレファレンスペーパーに表示している乗車券の取扱いは、レファレンスペーパーに表示している乗車券を発売した社局等が定めるところによる。

(ICOCA 定期券への変更)

- 第 21 条** 旅客は定期券機能が必要となった場合は、当該 ICOCA または当該小児用 ICOCA の SF 残額およびデポジットを引き継いで ICOCA 定期券への変更の申し出をすることができる。ただし、記念 ICOCA (JR 西が発売する特別デザインの ICOCA または小児用 ICOCA) にあつては、この申し出をすることができない。
- 2 前項の申し出があつたときは第 22 条の規定に準じて当該 ICOCA または当該小児用 ICOCA に定期券の機能を搭載することにより、ICOCA 定期券に変更する。
 - 3 旅客は ICOCA 定期券に変更する場合には、氏名、生年月日、性別およびその他の事項を規則第 26 条に定める定期券購入申込書(以下「定期券購入申込書」という。)に記入して提出しなければならない。

IC カ ー ド 関 係

第 3 章 ICoca 定期券

(ICoca 定期券の発売方法)

- 第 22 条** 旅客から ICoca 定期券購入の申し出があった場合、規則第 26 条に定める通勤定期券または同第 27 条に定める通学定期券、および旅客営業取扱細則（以下「細則」という。）第 27 条の 8 に定める実習用通学定期券を搭載した ICoca 定期券を発売する。なお、小児用の ICoca 定期券購入の申し出があったときは、当該小児が 12 歳となる年度の 3 月 31 日までの間使用することができる IC カードにより、ICoca 定期券（小児用）を発売する。
- 2 旅客は ICoca 定期券の発売に際して、氏名、生年月日、性別およびその他の必要事項を定期券購入申込書に記載して提出しなければならない。また、購入する定期券が小児用である場合は、定期券購入申込書の提出に加えて、公的証明書等の提示により定期券購入申込書に記載した氏名、生年月日、性別を証明しなければならない。
- 3 旅客は ICoca 定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、当該 ICoca 定期券を当社が別に定める駅窓口に差し出して、氏名等の変更を申し出なければならない。この場合、別表 5 に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該 ICoca 定期券の記名人本人（ICoca 定期券（小児用）にあっては、記名人本人または代理人）であることを証明しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により、通学定期券を搭載した ICoca 定期券を発売する場合、第 2 項の提出書類の他、規則第 27 条に定める通学証明書等を提出しなければならない。

(継続発売等の取扱方)

- 第 23 条** ICoca 定期券を所持する旅客に対して、定期券の継続発売を行う場合または券面表示の通用期間満了後に新規に定期券の発売を行う場合は、旅客が所持する原 ICoca 定期券を用いて発売する。
- 2 前項の継続発売する原 ICoca 定期券は、当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できる場合に限る。
- 3 第 1 項の取扱いをする場合、第 22 条第 2 項の定めにかかわらず ICoca 定期券（小児用）にあっては公的証明書等の提示を省略することができる。

(種類または区間の変更の申し出があった場合の取扱方)

- 第 24 条** 旅客から ICoca 定期券に表示された定期券の種類または区間の変更の申し出があった場合には、第 34 条第 1 項の条件を満たす場合に限り、細則第 26 条の規定を準用して変更前の ICoca 定期券を払いもどして、変更後の ICoca 定期券を発売する。この場合、払いもどしする ICoca 定期券 1 枚

IC カ ー ド 関 係

につき 220 円の手数料を収受する。

- 2 前項の取扱いを行う場合であって、変更後の定期券を、IC カードを媒体としない定期券（以下「磁気定期券等」という。）により発売する場合、原 ICOCA 定期券については旅客の選択により次のいずれかの取扱いを行う。
 - (1) 原 ICOCA 定期券を不要とする場合は、細則第 26 条の規定を準用した定期旅客運賃の払いもどしおよび SF 残額（10 円未満のは数を切り上げ 10 円単位とした額とする。）を払いもどす。ただし、払いもどしの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額のことをいう。）が 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。
 - (2) 原 ICOCA 定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、細則第 26 条の規定を準用した定期旅客運賃の払いもどしおよび SF 残額とデポジットを引き継いだ ICOCA または小児用 ICOCA への変更を請求することができる。ただし、払いもどしの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額のことをいう。）のうち SF 残額を除いた金額が 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。
- 3 前項第 1 号の払いもどしをする場合、デポジットを返却する。
- 4 磁気定期券等の種類又は区間を変更し、新たに ICOCA 定期券により変更した定期券を購入する場合、原磁気定期券等については細則第 26 条の規定によって取扱い、第 22 条により ICOCA 定期券を発売する。
- 5 第 1 項および第 2 項の種類または区間の変更を行うことのできる ICOCA 定期券は当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できる場合に限る。

（発行替えの取扱い方）

- 第 25 条** 磁気定期券等を所持する旅客から、その券面表示の通用期間内（通用期間前を含む）に、同一の種類、区間および経路の ICOCA 定期券への変更の申し出があった場合には、デポジットを収受のうえ、当該磁気定期券等と引換えに発行替えの取扱いを行うことができる。
- 2 前項の取扱いを行う場合であって、旅客がすでに所持する券面表示の通用期間満了後の ICOCA 定期券を提出したときは、原 ICOCA 定期券を使用して、当該磁気定期券等を ICOCA 定期券に発行替えすることができる。この場合には、デポジットを収受しない。
 - 3 第 1 項の取扱いを行う場合であって、旅客がすでに所持する ICOCA または小児用 ICOCA を提出したときは、第 21 条第 1 項の取扱いを準用して ICOCA または小児用 ICOCA を ICOCA 定期券に変更し、当該磁気定期券等を ICOCA 定期券に発行替えすることができる。この場合には、デポジットは収受し

IC カ ー ド 関 係

ない。

- 4 ICoca 定期券を所持する旅客から、磁気定期券等への発行替えの申し出があった場合は、事情やむをえないときに限り、磁気定期券等への発行替えの取扱いを行うことができる。この場合、第 34 条第 1 項の規定を準用したうえで、原 ICoca 定期券について旅客の選択により次のいずれかの取扱いを行う。
 - (1) 磁気定期券等へ発行替えしたため、原 ICoca 定期券が不要となった場合は、SF 残額 (10 円未満のは数を切り上げ、10 円単位とした額とする。) の払いもどしの取扱いを行う。ただし、払いもどしの対象となる計算額 (手数料を差し引く前の金額をいう。) が手数料額である 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。
 - (2) 磁気定期券等へ発行替えしたため、原 ICoca 定期券の定期券機能のみが不要となった場合は、SF 残額とデポジットを引き継いだ ICoca または小児用 ICoca への変更を行うことができる。
- 5 前項第 1 号の規定により払いもどしを行う場合、デポジットを返却する。
- 6 第 4 項の発行替えを行うことができる ICoca 定期券は、当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できる場合に限る。
- 7 第 4 項および第 5 項の規定にかかわらず、付随するレファレンスペーパーに表示している乗車券の取扱いは、レファレンスペーパーに表示している乗車券を発売した社局等が定めるところによる。

(運賃の収受)

- 第 26 条** ICoca 定期券の券面表示の通用期間内であって、かつ券面表示区間外を乗車する場合、当該乗車区間は、規則第 106 条に定める別途乗車として取扱い、別途乗車区間について普通旅客運賃相当額を収受する。この場合、ICoca 定期券 (小児用) にあっては小児の片道普通旅客運賃を、その他の ICoca 定期券については大人の片道普通旅客運賃を収受する。
- 2 前項の規定により減額する片道普通旅客運賃の運賃計算経路は、もっとも低廉となる経路に基づき計算する。
 - 3 第 1 項にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、IC 規則第 15 条の規定を準用することがある。
 - 4 ICoca 定期券を券面表示の通用期間の開始日前若しくは通用期間の満了日の翌日以降に使用する場合は IC 規則第 15 条の規定を準用する。

(再印字および再交付)

- 第 27 条** ICoca 定期券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

IC カ ー ド 関 係

- 2 券面表示事項が不明となった ICOCA 定期券は、これを当社が別に定める駅窓口において、券面表示事項の再印字を請求することができる。
- 3 前項の再印字を行ったにもかかわらず券面表示事項が不明となっている場合には、当該 ICOCA 定期券と引換に再交付の取扱いを行う。
- 4 第 2 項の再印字および前項の再交付を行うことのできる ICOCA 定期券は、当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できる場合に限る。

(効力)

第 28 条 ICOCA 定期券は、記名人のみが使用することができる。

- 2 IC 規則第 16 条の規定により SF をチャージした ICOCA 定期券にあつては、ICOCA 定期券の券面表示区間外または券面表示の通用期間の開始日前若しくは通用期間の満了日の翌日以降であっても、IC 規則第 18 条の規定を準用して乗車することができる。

(無効となる場合等)

第 29 条 ICOCA 定期券は、次の各号の 1 に該当する場合は無効として回収する。この場合のデポジットについては返却しない。

- (1) 係員の承諾を得ないで自動改札機等による改札を受けずに乗車したとき
 - (2) 記名人以外の者が使用したとき
 - (3) 券面表示事項が不明となった ICOCA 定期券を使用したとき
 - (4) 使用資格、氏名、年齢、区間または通学の事実を偽って購入した ICOCA 定期券を使用したとき
 - (5) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき
 - (6) ICOCA 定期券に通学定期券を搭載している場合であつて、旅客がその使用資格を失った後に使用したとき
 - (7) ICOCA 定期券に通学定期券を搭載している場合であつて、旅客が規則第 80 条の規定による証明書を携帯していないとき
 - (8) その他不正乗車的手段として使用したとき
- 2 偽造、変造または不正に作成された ICOCA 定期券を使用した場合、または使用しようとした場合は、前項の規定を準用する。

(不正乗車等に対する旅客運賃および増運賃の収受等)

- 第 30 条** 前条第 1 項の規定により ICOCA 定期券を無効として回収したとき（同条第 2 項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の各項に定める普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃をあわせて収受する。
- 2 前条第 1 項第 1 号に該当するときは、不正を発見したときの実際乗車区間の普通旅客運賃。

IC カード 関係

- 3 前条第1項第2号から第8号の各号の1に該当するときは、規則第116条の規定を準用する。
- 4 前条第2項により無効として回収した場合であって ICOCA 定期券に記録されたデータの変造、偽造を伴う場合は、当該データの内容をもって券面表示事項とみなし規則第116条の規定を準用して取扱うことがある。
- 5 前各項の規定により増運賃を収受する場合、特段の事由があつて別段支障がないと当社が認めたときは、増運賃の減免等を行うことがある。

(紛失再発行)

第31条 ICOCA 定期券を記名人が紛失した場合で、別表4に定める申込書を当社が別に定める駅窓口に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した ICOCA 定期券（SF 残額がある場合は当該 SF を含む。）に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日の窓口営業時間から14日以内に再発行を行う。

- (1) 再発行登録を行うとき、および再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該 ICOCA 定期券の記名人本人（ICOCA 定期券（小児用）の場合は記名人本人または代理人）であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当社のシステムにより確認できること。
 - (3) 再発行を行う場合は、紛失した ICOCA 定期券が当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できること。
 - (4) 再発行を行う前に、ICOCA 定期券の処理を行う機器に対して当該 ICOCA 定期券の使用停止措置が完了していること。
 - (5) 再発行を行うときに、再発行登録票を提出できること。
- 2 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する ICOCA 定期券1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受する。
 - 3 当該 ICOCA 定期券の再発行登録を行った後に、これを取り消すことはできない。
 - 4 第1項および第2項の取扱いを行った後に、紛失した ICOCA 定期券を発見した場合、旅客は、これを当社が別に定める駅窓口に差し出して、デポジットの返却を請求することができる。この場合、旅客は紛失した ICOCA 定期券とともに別表5に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、記名人本人（ICOCA 定期券（小児用）の場合は記名人本人または代理人）であることを証明しなければならない。
 - 5 前各項の規定にかかわらず、付随するレファレンスペーパーに表示している乗車券の取扱いは、レファレンスペーパーに表示している乗車券を発売した社局等が定めるところによる。

IC カ ー ド 関 係

(免責事項)

第 32 条 前条により紛失した ICOCA 定期券の使用停止措置が完了するまでの間に当該 ICOCA 定期券の払いもどしや SF の使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責めを負わない。

(障害再発行)

第 33 条 ICOCA 定期券の破損等によって ICOCA 乗車券の処理を行う機器での取扱いが不能となったとき、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別表 4 に定める申込書を当社が別に定める駅窓口に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該 ICOCA 定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票（定期券の通用期間前および通用期間中の場合は再発行登録票兼特別乗車証）を発行し、その翌日の窓口営業時間から 14 日以内に再発行を行う。

(1) 裏面に刻印したカード番号が判別できること。

(2) 再発行を行う場合は、当該 ICOCA 定期券が当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できること。

(3) 再発行を行うときに、再発行登録票と当該 ICOCA 定期券を提出できること。

2 前項により取扱う場合は、手数料およびデポジットは収受しない。

3 前各項の規定にかかわらず、付随するレファレンスペーパーに表示している乗車券の取扱いは、レファレンスペーパーに表示している乗車券を発売した社局等が定めるところによる。

(払いもどし)

第 34 条 旅客は、ICOCA 定期券が不要となった場合、または定期券機能のみが不要となった場合は、これを当社が別に定める駅窓口に差し出したときに、次の各号の条件を満たす場合に限り、払いもどしを請求することができる。

(1) 旅客が別表 5 に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該 ICOCA 定期券の記名人本人（ICOCA 定期券（小児用）にあつては、記名人本人または代理人）であることを証明できること。

(2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当社のシステムにより確認できること。

(3) 払いもどしをする ICOCA 定期券が当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できること。

2 ICOCA 定期券が不要となった場合、次の各号により ICOCA 定期券 1 枚につき 220 円の手数を収受して払いもどしを行う。

(1) 券面表示の通用期間開始前に払いもどしの請求があつた場合には、既に支払った定期旅客運賃および SF 残額（10 円未満のは数を切り上げ、10

IC カ ー ド 関 係

- 円単位とした額とする。)を払いもどす。
- (2) 券面表示の通用期間開始後で通用期間中に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から規則第 129 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額および SF 残額 (10 円未満のは数を切り上げ、10 円単位とした額とする。)を払いもどす。ただし、払いもどしの対象となる計算額 (手数料を差し引く前の金額をいう。)が 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。
- (3) 券面表示の通用期間の満了日の翌日以降に払いもどしの請求があった場合は SF 残額 (10 円未満のは数を切り上げ、10 円単位とした額とする。)を払いもどす。ただし、払いもどしの対象となる計算額 (手数料を差し引く前の金額をいう。)が 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。
- 3 前項の規定により払いもどしを行う場合は、デポジットを返却する。
- 4 ICOCA 定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、次の各号により ICOCA 定期券 1 枚につき 220 円の手数料を収受して、定期旅客運賃の払いもどしおよび SF 残額とデポジットを引き継いだ ICOCA または小児用 ICOCA への変更を請求することができる。
- (1) 券面表示の通用期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払いもどす。
- (2) 券面表示の通用期間開始後で通用期間中に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から規則第 129 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払いもどす。ただし、払いもどしの対象となる計算額 (手数料を差し引く前の金額のことをいう。)のうち SF 残額を除いた金額が 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。
- 5 前項の払いもどしを行う場合であって、券面表示の通用期間の満了日以降に払いもどしの請求があった場合、手数料を収受しないで取扱う。
- 6 SF のみの払いもどしを請求することはできない。ただし、ICOCA 定期券 (小児用) を所持する旅客が 12 歳となる年度の 3 月 31 日を超え、ICOCA 定期券 (小児用) を使用することができなくなった場合は、SF 残額 (10 円未満のは数を切り上げ、10 円単位とした額とする。)およびデポジットのみの払いもどしを請求することができる。この場合において手数料は収受しない。
- 7 前各項の規定にかかわらず、付随するレファレンスペーパーに表示している乗車券の取扱いは、レファレンスペーパーに表示している乗車券を発売した社局等が定めるところによる。

IC カ ー ド 関 係

(同一駅で出場する場合の取扱方)

- 第 35 条** 旅客は ICOCA 定期券で入場した後、途中駅で旅行を中止し、旅行開始駅から出場しようとする場合は、旅行開始駅から途中駅までの実際乗車区間（券面表示の通用期間内の場合は券面表示区間を除く。）の普通旅客運賃を現金で支払い、当該 IC カードの発駅情報の消去処理を受けなければならない。
- 2 旅客が券面表示区間外の駅で、あるいは券面表示の通用期間開始日前もしくは通用期間の満了日の翌日以降において、ICOCA 定期券で入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、IC 規則第 27 条第 2 項に準じて取扱う。

(前回利用時の乗車履歴がない ICOCA 定期券の取扱方)

- 第 36 条** IC 規則第 28 条第 2 項に定める、前回利用時の乗車履歴が記録されていない ICOCA 定期券の取扱いは次の各号のとおりとする。
- (1) 旅客が有効証明書（様式は当社が別に定めるところによる。）を所持している場合は、その内容を確認のうえ、発駅情報の消去処理を行う。この場合において ICOCA 定期券に記録されているカード内情報により、正当な金額の収受を行っていないと確認した場合は、既に収受した運賃額と、実際乗車区間に対する片道普通旅客運賃相当額（実際乗車区間に有効な定期券区間が存在する場合は第 26 条に規定した運賃）との差額を収受する。
- (2) 旅客が有効証明書を所持していない場合は、ICOCA 定期券のカード内情報に記録された発駅から利用可能な範囲の最遠の駅までの片道普通旅客運賃と第 30 条第 1 項に規定する増運賃を収受して発駅情報の消去処理を行う。
- (3) 前号の規定にかかわらず係員が前回乗車区間を確認することができ、不正乗車でないことが明らかな場合は、当該乗車区間に対する片道普通旅客運賃相当額（実際乗車区間に有効な定期券区間が存在する場合は第 26 条に規定した運賃）を収受し、増運賃を収受しないで取扱うことがある。
- (4) 前各号に定める片道普通旅客運賃および増運賃は、現金により支払う。

(係員による SF の減額処理)

- 第 37 条** 各条文の規定により運賃および料金の収受をする場合には、ICOCA 定期券の発駅情報の消去処理を行ったうえで、当該カードの SF 額から相当額を減額することができる。

IC カ ー ド 関 係

（列車運行不能の場合の取扱い）

第 38 条 券面表示が通用期間内の ICOCA 定期券を所持し、券面表示区間内を乗車する旅客が、自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、規則第 132 条および同第 135 条の規定を準用する。

2 ICOCA 定期券の券面表示区間外を乗車する場合または券面表示の通用期間開始日前もしくは通用期間満了日の翌日以降に乗車する場合は IC 規則第 31 条の規定に準じて取扱う。

3 当社が不通区間に対して振替輸送等を行う場合の取扱いについては、別に定めるものによる。

（注）別に定めるものとは「振替輸送取扱規程」をいう。

（ICOCA 定期券の通用期間外における SF 利用制限）

第 39 条 ICOCA 定期券の SF について、旅客は申告により券面表示の通用期間外における自動改札機による利用を不可また可とすることができる。

第 4 章 他社のみで発売する ICOCA 乗車券

（スマート ICOCA、KIPS ICOCA およびモバイル ICOCA への本規程の準用）

第 40 条 本規程においてスマート ICOCA、KIPS ICOCA およびモバイル ICOCA の取扱いについては、第 1 章のほか、第 2 章の次の条文を準用する。

	準用する各規定
スマート ICOCA KIPS ICOCA	第 19 条（障害再発行）のうち再発行を除く事項
モバイル ICOCA	なし

IC カ ー ド 関 係

(スマート ICOCA 定期券、KIPS ICOCA 定期券およびモバイル ICOCA 定期券への本規程の準用)

第 41 条 本規程においてスマート ICOCA 定期券、KIPS ICOCA 定期券およびモバイル ICOCA 定期券の取扱いについては第 1 章のほか、第 3 章の次の各条文を準用する。

	準用する各規定
スマート ICOCA 定期券 KIPS ICOCA 定期券	第 26 条 (運賃の收受)、第 28 条 (効力)、第 29 条 (無効となる場合等)、第 30 条 (不正乗車等に対する旅客運賃および増運賃の收受等)、第 33 条 (障害再発行) のうち再発行を除く事項、第 35 条 (同一駅で出場する場合の取扱方)、第 36 条 (前回利用時の乗車履歴がない ICOCA 定期券の取扱方)、第 37 条 (係員による SF の減額処理)、第 38 条 (列車運行不能の場合の取扱方) および第 39 条 (ICOCA 定期券の通用期間外における SF 利用制限)
モバイル ICOCA 定期券	第 26 条 (運賃の收受)、第 28 条 (効力)、第 29 条 (無効となる場合等)、ただしモバイル ICOCA の場合は無効とし、利用を停止、第 30 条 (不正乗車等に対する旅客運賃および増運賃の收受等)、第 35 条 (同一駅で出場する場合の取扱方)、第 36 条 (前回利用時の乗車履歴がない ICOCA 定期券の取扱方)、第 37 条 (係員による SF の減額処理)、第 38 条 (列車運行不能の場合の取扱方) および第 39 条 (ICOCA 定期券の通用期間外における SF 利用制限)

附 則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

- 1 経済情勢などの外的環境が変化した場合、又は当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することができる。
- 2 前項による変更に際しては、当社ホームページ等その他相当な方法で予め周知する。

IC カ ー ド 関 係

別表 1 当社線で発売することができる ICOCA 定期券の発売範囲（第 5 条）

（１） 当社線

当社線各駅相互間

（２） 他社局線との連絡運輸

当社線	他社局線		
	接続駅		発売範囲
京阪線 各駅 大津線 各駅	JR 西	京橋、河内森、東福寺、 京阪山科、京阪大津京、京阪膳所、京阪石山	旅客取扱関係規程類集に定める連絡運輸区域の各駅
	叡山	出町柳	
	近鉄	丹波橋、 京橋-鶴橋（ＪＲ西経由） 淀屋橋・大江橋-天王寺-大阪阿部野橋 （大阪メトロ経由） 天満橋-天王寺-大阪阿部野橋 （大阪メトロ経由） 天満橋-谷町九丁目-大阪上本町 （大阪メトロ経由）	旅客取扱関係規程類集に定める連絡運輸区域の各駅 （ただし、身体障害者旅客運賃割引、知的障害者旅客運賃割引または精神障害者旅客運賃割引を適用して発売する定期券を除く）
	南海	京橋-新今宮（ＪＲ西経由）、 淀屋橋・大江橋-なんば-難波 （大阪メトロ経由） 北浜・なにわ橋-天下茶屋-天下茶屋 （大阪メトロ経由）	
	阪神	京橋-大阪-大阪梅田（ＪＲ西経由）、 淀屋橋・大江橋-梅田-大阪梅田 （大阪メトロ経由）	
	京市交	御 陵、三 条	
	大阪モノ レール	門真市	
	阪急	祇園四条、 京橋-大阪-大阪梅田（ＪＲ西経由）、 淀屋橋・大江橋-梅田-大阪梅田 （大阪メトロ経由） 北浜・なにわ橋-天神橋筋六丁目-天神橋筋六丁目（大阪メトロ経由）	
	大阪 メトロ	淀屋橋、北浜、天満橋、京橋、関目、 渡辺橋、大江橋、なにわ橋	

（注）大津線は、身体障害者旅客運賃割引、知的障害者旅客運賃割引または精神障害者旅客運賃割引を適用した ICOCA 定期券は発売しない。

IC カ ー ド 関 係

別表 2 ICoca 乗車券の発売箇所（第 5 条）

ICoca 乗車券の種類	発売箇所
ICoca	京阪線の券売機・定期券発売所・ 自動定期券発行機設置駅
小児用 ICoca	定期券発売所・自動定期券発行機設置駅
ICoca 定期券（大人・小児）	定期券発売所・自動定期券発行機設置駅

（注）定期券発売所および自動定期券発行機設置駅とは、旅客取扱関係規程
類集に定めるものをいう。

別表 3 こども ICoca 購入申込書の様式（第 15 条）

こども ICoca 購入申込書は規則第 26 条の定期券購入申込書（こども ICoca
購入申込書兼用）を使用する。（様式省略）

ICカード関係

別表4 再発行申込書の様式 (第17条・第19条・第31条・第33条)

ICOCA 乗車券再発行申込書

※各項目情報 ICOCA の登録情報を確認します。太枠内を記入してください。

お申込日	西暦 年 月 日		
フリガナ			
お名前	姓	名	
生年月日	西暦 年 月 日	性別	男・女
電話番号	() () () () () ()	カード検索番号 (紛失再発行時のみ)	
定期券区間	駅 ～ 駅間 (経由)		

※カード検索番号は、カードの特定を速やかに行うためのものです。購入時に指定された4桁の数字をご記入ください。(不明の場合は記入不要でお申込内容 いずれかに ○ を記入してください。)

再発行	☐ ☐	ICOCA 乗車券の障害に伴う再発行 (障害再発行)	(障害再発行)
	☐	ICOCA 定期券、こどもICOCA又はこどもICOCA 定期券の紛失に伴う再発行 (紛失再発行)	(紛失再発行)

★ 紛失再発行お申し込みの場合は以下の内容に同意のうえ、□に✓チェックを入れてください。

- ☐ 紛失再発行の申込手続きの後、使用停止情報が全てのICOCA 乗車券対応機器に配達されるまでの間に、第三者に使用された金額に関しては補償いたしません。
- ☐ 紛失再発行登録後に紛失した乗券を発見した場合であっても、この手続きを取り消すことはできません。
- ☐ 翌日以降 14 日以内に、京阪電車の定期券発売所 (他社発売所の ICOCA 定期券・こどもICOCA 定期券は、当該発売所窓口) の営業時間内に再発行券をお受けください。その際、所定の再発行手数料(520 円)及びデポジット(500 円)をお申し込みください。
- ☐ 再発行券を受け取る際、本人確認のための公的証明書等が必要となります。
- ☐ 代理人によるお手続きの場合は、代理人に名義人の公的証明書等 (写しも可)、代理人と名義人との関係がわかるもの (委任状等) 及び、代理人の公的証明書等の提示が必要となります。
- ☐ 京阪電車ポイント還元サービスの登録引継ぎが必要な場合は、再発行券をお受け取り後に行う必要があります。

★ 障害再発行お申し込みの場合は以下の内容に同意のうえ、□に✓チェックを入れてください。

- ☐ 翌日以降 14 日以内に、京阪電車の定期券発売所 (他社発売所の ICOCA 定期券・こどもICOCA 定期券は、当該発売所窓口) の営業時間内に再発行券をお受けください。
- ☐ お受け取りの際は、ICOCA 再発行登録票と、障害となった ICOCA 乗車券が必要となります。
- ☐ 京阪電車ポイント還元サービスの登録引継ぎが必要な場合は、再発行券をお受け取り後に行う必要があります。

<個人情報取扱いについてのご確認>
ご記入いただきましたお客さま情報は、ICOCA 乗車券の再発行を行うときの本人確認業務やお客さまへのご連絡の際に使用いたします。当社は、紛失時の本人確認等の理由により、ご記入いただきましたお客さま情報を西日本旅客鉄道(株)及びICOCA 発売社局に提供しております。

以下、窓口使用欄

本人確認に使用した公的証明書等 (こどもICOCA、こどもICOCA 定期券については本人又は代理人) ★ 障害再発行は本人確認不要		
☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 身体障害者手帳 (写真付) ☐ 知的障害者療育手帳 (写真付) ☐ 精神障害者手帳 (写真付) ☐ 住民基本台帳カード (写真付) ☐ 外国人登録証明書 (在留カードまたは特別永住者証明書) ☐ マイナンバーカード (写真付) ☐ 社員証 (写真付) ☐ 学生証 (写真付) ☐ 運転経歴証明書 ☐ 健康保険証・公費金請求書 (または領収書) の原本【発行日から3 か月以内のもの】 ※ 公費金・・・電気、電話 (携帯電話含む)、ガス、水道、NHK	保証確認事項 ☐ ICOCA 再発行登録票 (報告用) のお客さま署名【本社送付】 ☐ ICOCA 再発行登録票 (お客さま持) の交付と受取の案内	
駅名日付印刷	担当者印刷	記事欄

(2 か月保管) 京阪電気鉄道株式会社 2310

別表5 払いもどし各種変更申込書の様式 (第15条・第17条・第20条・
第22条・第31条・第34条)

京阪電気鉄道株式会社 2025.2